

第22期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告

業務の適正を確保するための
体制及び当該体制の運用状況

計算書類

株主資本等変動計算書
個別注記表

(2021年1月1日から2021年12月31日まで)

株式会社ブロードエンタープライズ

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://broad-e.co.jp/ir/stock/meeting/>）に掲載することにより株主の皆様提供しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための倫理規範、行動基準及び諸規程を制定し、全社に周知・徹底する。
- ②コンプライアンスに係る規程を制定するとともに、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、全社的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努め、適時適切に取締役会等へ報告する。
- ③コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- ④不正行為の早期発見と是正を図るため、内部通報制度を設け、取締役及び使用人が弁護士等を通して通報することが可能な内部通報窓口を設置する。
- ⑤当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また、不当な要求には断固としてこれを拒絶する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程等に基づき、適切に保存及び管理を行う。
- ②取締役及び監査役は、これらの文書等を、常時閲覧できるものとする。
- ③監査役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、社内諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会へ報告することができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①リスク・コンプライアンス管理規程を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。
- ②リスク・コンプライアンス委員会を設置し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
- ③天災・事故発生等による物理的緊急事態が発生した場合は、対策本部等を設置し、社内外からの適切な情報収集、対応方針の制定、原因の究明・対策の決定を行う。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①取締役会規程、職務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
 - ②取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- (5) 当社における業務の適正を確保するための体制
- ①取締役会は、当社の経営計画を決議し、経理部はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。
 - ②内部監査室は、当社（各支社・各部）の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ①監査役より監査の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長の指揮・命令は受けないものとする。
 - ②当該使用人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得るものとする。
 - ③当該使用人は、監査役の命を受けた監査業務を行ううえで必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有する。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ①監査役は、取締役会のほか経営会議等重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
 - ②取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。
 - ③取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。

(9) 上記(8)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

いかなる場合においても、監査役への報告をした者に対して、不利益な取扱いを行わないものとする。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

①監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

②当社は、監査役又は監査役会が、監査の実施のために、弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなどのために必要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役又は監査役会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができないものとする。

③監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役会には、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を確保する。

②監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。

③監査役は、会計監査人及び内部監査部門と定期的に情報交換を行い相互の連携を図る。

④監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の当事業年度における、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

①コンプライアンス

当社は、コンプライアンス体制の基礎となる「コンプライアンス・ポリシー」にて、「法令・社会規範の遵守」を掲げ社内外への開示を行っております。また、取締役及び使用人へ

の徹底を図るため、教育及びテストを実施いたしました。また、内部通報規程に基づき、問題の未然防止と早期発見を図るため、内部通報窓口を設置し、調査及び適切な措置の実行に備えました。

②リスク管理

当社は、リスク管理体制の適時見直しと明確化を行い、リスク・コンプライアンス規程に従ってリスクの未然防止と、適時把握による拡大の防止等の対応を行いました。

③監査役会への報告体制

当社の取締役及び使用人から当社監査役または監査役会への報告制度を整備し、営業成績、財務状況その他重要な情報について、定期又は適時に報告を受けました。

④取締役会による監督

当社は、取締役会規程に基づき毎月1回定期的に取り締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要事項を決定するとともに、当社の業務執行に関する報告を受け、業務執行の監督を行いました。

株主資本等変動計算書

(2021年 1月 1日から)
(2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				株主資本合 計	
		資本準備金	資本剰余金合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合 計		
					別 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	90,000	39,515	39,515	7,500	100,000	217,063	324,563	454,078	454,078
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	660,951	660,951	660,951					1,321,902	1,321,902
当 期 純 利 益						346,700	346,700	346,700	346,700
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)									－
当 期 変 動 額 合 計	660,951	660,951	660,951	－	－	346,700	346,700	1,668,602	1,668,602
当 期 末 残 高	750,951	700,466	700,466	7,500	100,000	563,763	671,263	2,122,681	2,122,681

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及びB-CUBIC用機器については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～50年

車両運搬具 2年～ 6年

工具、器具及び備品 3年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

契約期間に応じた均等償却を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

③ アフターコスト引当金

完了工事に係るアフターコストに備えるため、過去のアフターコスト発生実績率により、将来の発生見込額を計上しております。

- (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりであります。

繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
繰延税金資産 43,275千円
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、将来の事業計画に基づいた課税所得が十分に確保でき、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ、課税所得の見積額が変動した場合、繰延税金資産が増額又は減額され、税金費用に影響を及ぼす可能性があります。

4. 追加情報の注記

新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症の影響に関して、当事業年度において重要な影響はありません。新型コロナウイルス感染症は経済、企業活動に広範な影響を与える事象であり、また今後の広がり方や収束時期等を予想する事は困難ですが、当社は外部の情報等を踏まえて、現時点では今後重要な影響はないとの仮定のもと、固定資産の減損の判定及び繰延税金資産の回収可能性の判定を行っております。

5. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 94,423千円
- (2) 債権流動化に伴う買戻義務
売掛金 268,414千円

6. 損益計算書に関する注記

特別損失 固定資産除却損

建物	2,900千円
工具、器具及び備品	344千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	2,899,000株
------	------------

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

該当事項はありません。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、事業運営に必要な資金を通常の営業キャッシュ・フローから調達することを基本としております。一時的な余資は主に短期的な預金等で運用し、設備投資等に多額の資金が必要な場合は銀行借入等によって調達を行っております。投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、短期間に回収される債権と回収が長期にわたる債権があり、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、短期借入金、未払金及び未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。長期借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後9年であります。買掛金、短期借入金、未払金及び未払法人税等並びに長期借入金は資金調達に係る流動性リスクに晒されております。また、長期借入金は金利の変動に係る市場リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

1. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、各部署と総務部が連携し主要な取引先の状況をモニタリングし、施工業務部が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

2. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、預金について、高い信用格付けを有する金融機関を中心に取引を行っております。

また、長期借入金の一部は変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、定期的に市場の金利の状況を把握しております。

3. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、経理部が適時に資金繰計画（キャッシュ・フロー計画）との比較分析を行うとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千 円)	差 額 (千 円)
(1) 現 金 及 び 預 金	1,681,343	1,681,343	—
(2) 売 掛 金	2,035,497		—
貸倒引当金(*1)	△4,427		
	2,031,070	2,031,070	—
資 産 計	3,712,413	3,712,413	—
(3) 買 掛 金	135,691	135,691	—
(4) 短 期 借 入 金	300,000	300,000	—
(5) 未 払 金	137,462	137,462	—
(6) 未 払 法 人 税 等	201,100	201,100	—
(7) 長 期 借 入 金(*2)	1,360,308	1,367,539	7,231
負 債 計	2,134,562	2,141,794	7,231

(*1) 売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 売掛金

1年以内に回収が予定されているものについては、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。1年超で回収が予定されているものについては一定の期間ごとに区分した債権ごとに、回収予定期間を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

負 債

(3) 買掛金、(4) 短期借入金、(5) 未払金、(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

これらのうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額とほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によるものとし、固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、アフターコスト引当金の否認等であります。

10. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び その近親者	中西 良祐	(被所有) 直接17.3 間接57.6	当社 代表取締役社長	地代家賃支払に対する 債務被保証 (注)	16,904	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 事務所の地代家賃に対して代表取締役社長 中西良祐より債務保証を受けております。

また、保証料の支払は行っておりません。

なお、当該取引については2021年6月に解消しております。

11. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1 株当たりの純資産額 732円21銭

(2) 1 株当たりの当期純利益 143円98銭

(注) 1 株当たりの純資産額及び 1 株当たりの当期純利益は、当事業年度に行いました株式の分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して算定しております。

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。